

(参考様式3)

会 議 録

会議の名称	平成21年度第2回東村山市保健福祉協議会				
開催日時	平成22年3月9日(火)午後7時00分～9時00分				
開催場所	東村山市役所 いきいきプラザ2階 学習室				
出席者及び欠席者	出席者： (委員)青木知史委員・唐見和男委員・井上準之助委員・大黒寛委員・藤田和隆委員代理・渡邊帥一委員代理・大原喜美子委員・小高昌夫委員・仙頭澄夫委員・大森伸保委員・新義友委員・山路憲夫委員・渡邊儀一郎委員 (市事務局)石橋健康福祉部長・菊池健康福祉部次長・和田地域福祉推進課長・森田障害支援課長・中島健康課長・野々村高齢介護課長・戸水生活福祉課長・今井子ども家庭部長・田中子ども家庭部次長・伊藤子ども総務課長・並川子育てエリア担当主幹・野口児童課長・鳥越地域福祉推進課調整担当主査・川嶋地域福祉推進課計画担当主査 欠席者：大野敦也会長・河津英彦副会長・岡部良晴委員・藤岡孝志委員、遠藤てる代理委員				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可の場合はその理由	/		傍聴者数 3名
会議次第	1.開会 2.議題 (1)東村山市保健福祉協議会及び各推進部会の会議公開に関する取扱要領の改正について (2)平成22年度市民意向調査に向けて (3)障害者福祉計画進捗状況報告 (4)高齢者保健福祉計画進捗状況報告 (5)次世代育成支援行動計画(後期)について (6)子育てするなら東村山 緊急プロジェクト報告 3.閉会				
問い合わせ先	健康福祉部地域福祉推進課計画担当 担当者名 新井 泰徳 電話番号 042-393-5111(内線3183) ファックス番号 042-395-2131				
会 議 経 過					
第2回東村山市保健福祉協議会は、大野会長の体調が長らく優れず欠席のため、河津副会長に議題の進行をお願いしていたところであった。しかし、当日、怪我のため					

会議を欠席することとなった。従いまして急遽、健康福祉部長が議題進行の代役を行う会議となった。

1. 開会 健康福祉部長 挨拶

2. 議題

事務局 A

議題(1) 東村山市保健福祉協議会及び各推進部会の会議公開に関する取扱要領の改正についてご説明いたします。

前回の会議でご指摘がありました取扱要領について事務局で改正案を作成いたしましたので、ご議論と了承をいただきたいと思います。

この取扱要領は、平成13年の制定から9年が経ちますので経年変化と東村山市では、昨年6月1日から「付属機関等の会議の公開に関する指針」が全庁的に施行されました。また、情報公開係と協議をいたし公開の原則との整合性を保つことを基本として改正案を作成いたしました。

指針のポイントといたしまして、会議は原則、傍聴可とする、開催前に「会議開催のお知らせ」をホームページに掲載する。中央図書館・情報コーナーに配架する、会議に関するホームページを作成し、「会議の概要・会議録と会議資料・委員名簿」を掲載する、会議録と会議資料を中央図書館・情報コーナーに配架することの4つです。

太字になっている文言が今回の改正案です。

改正案取扱要領の第2、会議の公開ですが、原則会議は公開となります。しかし個人情報扱う場合などを想定いたしまして、会議の全部又は一部を委員の過半数によりこれを非公開とすることができるという条文を新たに第2項として新設いたしました。ただし、その場合はその理由を明らかにいたします。

旧要領の第3は削除し、旧要領の第4を改正して、改正案の第3を傍聴人としました。

東村山市では、総合計画も市民参加型で進めていますので、旧要領の第4第1項を削除し、どなたでも傍聴可能としたオープンな会議とするため市内に在住・在勤関係なく傍聴できることといたしました。

旧要領の第5、改正案の第4の傍聴人の員数と定員の文言ですが、市の指針に従いまして定員という文言に改正いたしました。そして中身ですが、定員の基本は、10人ですが、「ただし、会議場の状況等を勘案して10人を超えての傍聴が可能であると会長又は部会長が認めるときは、この限りではない。」と、10人以上でも傍聴可能であることといたしました。

議題の内容など勘案して、大勢の傍聴人が来ることが予想される場合は、広い会場で会議を開催いたします。

旧要領の第6、改正案の第5の傍聴人の受付等の第2項は定員の緩和から10人という人数枠をはずし、「傍聴を希望する者は先着順により傍聴できるものとする。」に改正いたしました。

旧要領の第7、改正案の第6の傍聴することができない者は、これまで羅列されていたものを改正案では、一定の整理をして簡素化いたしました。(1) 危険物を所持している者、(2) 酒気を帯びている者、(3) その他会議を妨害し又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者の一つに該当する者は、傍聴することができないことといたしました。旧要領の第8、改正案の第7は、傍聴人の遵守事項です。改正案の第7第1項の(1)の条文中太字部分の賛否ですがこれも

市の指針に従いまして、旧要領の第8(1)の条文中の可否ではなく賛否にいたしました。そして、新たに第2項を設けました。傍聴人は、「傍聴により知り得た発言委員氏名をインターネットや広報誌等で公表してはならない。」というのは、委員の率直な発言と意見交換に支障が生じるなど、公正かつ円滑な議事運営が損なわれるおそれがあることを想定いたしまして、新たに盛り込んだものです。

旧要領の第9、改正案の第8傍聴人の退場ですが、旧要領の第8が改正案では、第7に改正されたために、第7第1項に改正しております。

この取扱要領改正案は、新年度の第1回目の会議までに施行したいと考えております。以上で説明を終わります。

委員A

旧の第3、会議開催の事前公表が無くなっていますが、これはどういうことですか。

地域福祉推進課長

昨年6月1日施行の市の指針では公表は当たり前となりましたので削除しております。

委員A

改正案の第7の2のところですが、「傍聴人は、傍聴により知り得た発言委員氏名をインターネットや広報誌等で公表してはならない。」という規定ですが、いろいろ意見が分かれるかもしれませんが、公開が原則である以上、我々は特定されるのを覚悟して出てきて発言している訳です。その意味では結果的に例えば悪用されるとか攻撃されるとかになったとしてもそれを妨げるということではできないと思います。

地域福祉推進課長

自由な意見を出してもらおうということで、議事録にはA、Bという形にすることを集約していただいておりますが、発言委員氏名がインターネット等で公表されてしまうと、それが結果的に傍聴人に妨害されてしまうこととなりますので、市の指針に従って載せてあります。

健康福祉部長

前回は議事録の形で議論させていただいて結果として、我々行政は役職名が出ます。会長は会長という形で出ます。委員さんはAさん・Bさん・Cさんの表現で前回集約されてお手元に記録が行っていると思います。それを要領という形で文言化したということです。

委員A

私は、その理由については賛成しがたいです。議事録でそうだからそうすべきだとは思いません。自由な発言が妨げられるおそれがあるとおっしゃいますけど、公開している訳ですし、傍聴人も認めている訳です。自由な発言を妨げられるおそれがあるということであれば、公開をやめるべきだし、傍聴人も入れなければいいのです。その原則を認めてやっている以上どう言われようとその発言について妨げるという理由にはならないのではないのでしょうか。私は厚生労働省の審議会に参加していますが、そのような規制はあまり聞いたことがないです。

委員B

第7の2のこの条項はなくても良いのではないかと思います。

委員C

これは前のときに皆さんといっしょにお話申し上げて、それでこのような形が出てきた訳で、あえてまたここに来て再度揉むというのはいかがなものかと思えます。前のことはなんだったのかということになってしまいます。自由な発言をさせてもらえばAさんBさんのほうが良いと思えます。

委員 B

この条項が無ければこのような議論もないということで申し上げました。

健康福祉部長

意見がいくつかありますので、これは会長出席の時に進めたいと思えます。保留ということで次回の協議会に回したいと思えます。

それでは、2番目の「平成22年度市民意向調査に向けて」をお願いします。

地域福祉推進課長

議題(2)資料2になります。次期の地域福祉計画の策定が23年度になります。そのために、それに向けまして22年度には地域福祉計画の基礎資料のための市民意向調査をさせていただくことになります。22年度になりましたら調査コンサルトと委託契約しますが、事務局側でアンケート調査案をつくらせていただいて7月から8月の予定で協議会もしくは部会等でその案を協議していただいて、それに基づきまして、10月くらいにアンケート調査させていただいて11月から12月くらいの日程で回収集計分析し、来年の1月、2月くらいの間で報告書を作り上げていきたいと考えております。その際にはご論議等ご協力をお願いいたします。

健康福祉部長

22年度中に地域福祉計画を作るための意向調査をしていく、そのスケジュールはこの様にやっていきたいと事務局の提案でございますけれども、何かご質問はありますでしょうか。では、調査設計のやり方についてもう少し具体的に説明してください。

地域福祉推進課長

コンサルトと事務局で一定の案をつくりまして、一般用・高齢者用・障害者用また介護保険のこともあります。一定のものを作りまして、各部会等でたたいてもらふことになります。それが7月くらいからということです。

健康福祉部長

事務局の方で各調査項目について、叩き台を各部会に提示するということですね。それを各部会につめていただいて、それをもって意向調査に入るということでいいですか。

地域福祉推進課長

はい。

健康福祉部長

ご質問はありますか。では、次の障害者福祉計画進捗状況について、報告をお願いします。

障害支援課長

議題(3)ですが、まず、前回の保健福祉協議会では20年度の年間の実施状況についての報告がまだできておりませんでしたので、今日の報告となってしまったことをご詫びいたします。資料3に基づいてご説明させていただきます。障害者福祉計画については、障害者基本法に基づく障害者のための施策に関する中長期計画となっております。「ともに認め合い、話し合い、支え合いながら暮らすことができるまち東村山」という基本理念及び基本目標が1から5までござい

ますが、これに沿ったなかでそれぞれの項目の主な取組状況、展開方向ということで実施をしてきたものであります。1から5まで特に目立ったものをご紹介します、説明させていただきます。基本目標1、「みんなで支え・参加する東村山の福祉」ということで(1)から(5)まであります。

(1) 障害者に対する理解の促進(心のバリアフリーの促進)ということでありますが、特に広報・啓発活動の充実に関しましては、一貫してノーマライゼーションの理念の推進を図っていくということでありまして、20年度は過去から継続しておりますけれども、12月の第1週にかけまして障害者週間「福祉のつどい」を実施いたしました。また、「ヘルプカード」、「ヘルプ手帳」というものを作っております、21年3月末でございますけれども延べで1,196枚のヘルプカードが出て、ヘルプ手帳としては1,143冊が出ているということであります。実際のところその手帳を持ったお子さんが遊びに行き帰れなくなってしまったり交番へ飛び込んだところその手帳の中に緊急連絡先が書いてありますので、ご家族につながって助かったというケースもございます。

地域での交流と生涯学習を通じた理解の促進も毎年継続しております。市民大運動会では、市内の13町にプラスしてふれあいの町ということで障害者のブースを作りまして市民の方と一緒に競技をしていただくということで実施いたしました。

(2) バリアフリーのまちづくりは、ハード部分になりますけれども、エレベーター関係あるいは障害者トイレ関係を公民館5館、図書館にオストメイト用トイレを作ったり、あるいは萩山駅のエレベーターが設置されたりということでございます。

(3) 障害児教育関係は就学前の教育・保育の充実ということで学童クラブ等がありますが、学童クラブ2名から3名の枠ということですがけれども、引き続き障害児の受入れを実施していくということでございます。

(4) 生きがいをもてるライフスタイルづくりの支援ということであります。生涯学習の充実と文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進とありますけれども、先ほど申しました障害者週間におきまして20年度はパラリンピック選手団の主将でありまして、バスケットをやっている京谷俊幸さんをお招きしてオリンピックのこと等のお話をさせていただいたところです。他に学習関係ですけれども障害者に対する本、雑誌、点字図書、録音テープ、CD等の郵送、対面朗読を実施しているところです。カセットテープの時代ではなくなりまして、CDの時代になりましたので図書館等でもCDの機械を揃えていきたい。

(5) 自立と社会参加を促す就労支援として、20年度懸案でありました就労支援センターは、20年度は実質、検討段階でございました。21年11月18日に就労支援室がオープンしまして現在稼働しております。21年度では登録をしていただく方が三障害の方になりますけれども、33の方が就労支援室に登録をしていただいております。その方たちを就労に結び付けていくというような手順で、就労支援室の職員が行っています。就労に結びついた実績としては、33人の内4人が就労につながっております。このつながった部分は正規でもあるしアルバイトでもあるということでございますけれども、勤めにつながっているというところでは4人ということでご報告させていただきます。

続きまして次のページ基本目標2「市民の声を聴き・ともに考える」でございます。相談支援については「るーと」「ふれあいの郷」で相談支援を実施しておりますし、充実のためにいろいろ市としてもサポートしているところござい

す。

(2)情報のバリアフリー化の推進に関しましては、手話通訳者の派遣事業の実施、20年度から始まりました当事者の隣でメモをしていただく要約筆記事業を実施しております。

続きまして、基本目標3「ひと・もの・しくみの活用と整備」でございます。

「ボランティア等福祉人材の養成と活用」につきましては、社会福祉協議会のボランティアセンターを利用することで、社会福祉協議会とタイアップして実施いたしました。

(2)「施設の活用と地域の協働による地域福祉の推進」では、先ほどご案内しました地域福祉の活用の拠点ということで「るーと」、「ふれあいの郷」における障害者の居場所の確保、それと栄町で社会福祉協議会がやっているふれあいスペース「いっぷく」という所に障害者の方が来て、いろいろな活動をしているということです。

基本目標4「日常生活の中での福祉の充実」につきましては、地域生活支援体制の整備とか自立を促す福祉サービスの充実というところになるかと思いますが、自立支援法による三障害一体化のサービス、支援の実施ということでございますけれども、政権が交代しまして、今までの法律から新しい法律をつくるということになっていきます。しかしながら、今まであった法律がゼロということではなくて、新しい法律ができるまでは現在の法律で動いていくということですので、それに従いまして新法ができるまでは引き続きサービスの推進をしていくということになります。

最後に基本目標5「福祉へのまちづくりの協働体制」でございます。(1)から(3)までございますけれども、防災体制の整備ということで市の総合震災訓練を毎年行っておりますが、20年度につきましては8月31日に青葉小学校を会場として総参加数約740名で実施しました。青葉小の運動場にお集まりになりました障害者の方あるいは障害者になっていただいた方を、6ヶ所の二次避難所の内の一つであるコロニーさんへ実際にご案内しました。初めて二次避難所へ連れて行くということで歩道が狭かったり車椅子を使っている中で極端な段差があったり、逆に目の見えない方については段差が無くてはいけないとかいろいろな問題点が浮き上がりましたので、21年度以降も継続して防災所管へ課題を提案していくものであります。

(3)総合的に展開する推進体制の整備ということでは、部会にて計画の進捗状況を把握していくということで、20年度実施させていただきました。以上で説明をおわります。

健康福祉部長

18年度から22年度までの5カ年間の計画期間の中でとりわけ20年度と21年度にかけていくつか特徴のある前進した取り組みについて説明がありましたけれども、何かご質問がございましたらお願いいたします。

委員D

障害者支援事業ですか33人が登録されまして4名の方が実際に仕事に就かれたとのお話でした。どんな仕事に就かれたか分かりますか。

障害支援課長

4名様の内訳は身体障害の方お一人、精神障害の方お一人、精神と発達障害を重複された方お一人、身体と精神の重複した方お一人ということで4名様です。大きな括りでしか分かっておりませんが、医療関係、福祉関係でお一人、サービ

ス業チラシのポスティングで一人、運輸業で一人、卸し小売で一人です。就労に対して実習が是非必要になりますので、就労支援室としては市内で商工会に属しているお店が約2,000と聞いておりますが、商工会においては地域の活性化を目的として市内で活動する障害者に職場実習の機会を提供することとなりました。商工会に働きかけ菖蒲祭りでは、ゴミの分別に4人、菖蒲のポット販売に4人の計8人の職場実習生の募集ということで、就労支援室の方で承ってご案内をしたところです。

委員E

20年度の状況は今ご説明していただいて分ったのですが、次の今後の課題・展開方向とありますが、これは22年度の課題として捉えてよいのでしょうか。

障害支援課長

20年度のご報告をいたしましたので21年度以降この計画が終わるまでということですので21年度全部消化できたかということもないので継続とし、21年度は次回に発表させていただきたいと思います。いずれにしてもここに書かれていることを計画年度の中でやっていくということでございます。

健康福祉部長

次に高齢者保健福祉計画進捗状況についてご報告をお願いします。

高齢介護課長

議題(4)高齢者保健福祉計画(第4期)であります。平成21年度から平成23年度までのもので今年度はその初年度になります。第2・第3・第4四半期の進捗状況です。第1四半期の進捗状況につきましては前回ご報告しております。

1ページの「生きがい対策の推進」ですが、社会参加・交流及び生涯学習の促進とあります。一番右の表をご覧ください。いきいきサロン・憩いの家の充実について進捗状況の説明であります。今年度は60歳以上の方を受入れさせていただいておりますが、平成22年度からはここを変え、60歳以上の方の要支援・要介護状態に該当しない方を対象とすることに改めさせていただきたいと思っております。いきいきサロンにつきましては、内容の充実を図る観点から今年度をもって従前のやり方から22年度より新しいやり方に変えていくということであり

ます。続きまして2ページをご覧ください。展開方向であります。長寿を共に祝う会のあり方の検討とあります。右側の進捗状況をご覧ください。平成9年度から各地域に長寿を祝う会が開催という形に変更されました。平成21年度の実施で13回ありますが、福祉協力員さんの高齢化とか高齢者の増により会場が手狭になっていることや、夏場終わりの時期ですので会場が大変暑く参加される高齢者の体力・体調の心配等、様々な課題がでてきております。このため、平成22年度までは、今年度と同じように実施いたしますが、それ以降のやり方については改善することを目標といたしました。地域の関係者各位と協議を進めていく状況であります。

次のページの展開方向であります。権利擁護支援体制の充実の中で地域包括支援センターと市で高齢者虐待マニュアルを作成しております。ちょうど1年前の21年3月に第一版を発行しております。このところ、高齢者への虐待報告が大変増えております。右下をご覧ください。地域包括支援センターにおける権利擁護に関する相談数は、19年度から21年度までカッコ内が高齢者虐待に関する

相談数になります。81件、138件、290件は1月までの相談件数になりますが、大変上昇している。原因は、周知されてきたことによって、いままで通報されなかった方々の潜在的な部分が出てきているのではないかと考えておりますが、今後マニュアルの検証を行って更に高齢者の虐待に対する対応力を高めていくことを掲げています。

次に情報提供体制の充実であります。進捗状況をご覧ください。平成22年度から「東村山市健康ガイド」保存版に介護予防教室について掲載をする予定であります。介護予防につきましては、現在も日々取り組んでおりますが名称等の問題もあるのでしょうか、なかなか介護予防に対する理解が得られていないといった様な問題もあります。このため今年度いろいろ検討した結果22年度からの健康ガイドの保存版に介護予防教室について掲載し、介護予防に対する理解を深めたいと考えております。

続きまして5ページをご覧ください。高齢者の見守りと自立支援のネットワークの構築であります。地域に高齢の方々が自立して末永く暮らしていくことが理想ではありますが、なかなかいろいろな課題が出てきてその通りにいかないといったことが起きております。そこで今年度は地域包括支援センターにいままで3名だったところを1名増やし、4名体制といたしました。地域のネットワークづくりを目標として取り組んでまいりました。その結果種々取り組みはあったのですが、「諏訪町ゆっと」が来月、4月に立ち上げの予定で準備を進めております。資料は一番後にA3判で綴っておりますので後程ご覧ください。この中に協力していただく方々、名前の由来等について記してあります。

続きまして6ページをご覧ください。展開方向の下の方になります『地域包括支援センターと連携して要援護高齢者の早期発見と早期対応に努めてまいります』ということになります。進捗状況をご覧ください。平成22年5月～6月に「救急キット」の配布を予定しております。配布は老人相談員の方や民生委員の方をお願いしたいと思っております。「救急キット」につきましてはテレビニュースでもご覧いただいた方がいらっしゃるかと思います。透明の筒状のプラスチック容器です。これを冷蔵庫に入れていただきまして何かあった時、万が一の時、冷蔵庫の中に入っていることをあらかじめ示すステッカーを貼っておいていただきます。この「救急キット」を配布することを現在進めております。

続きまして7ページをご覧ください。後期の介護保険事業計画について市内の圏域、13町を5圏域に分けていますがその内の西部圏域の美住町に小規模多機能型居宅介護と認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームということになりますが、1カ所施設を建設するという事で平成21年度はプロポーザルを行い、ニチイ学館が12月に正式に決定されました。開業は平成23年3月頃を予定しております。

続きまして8ページをご覧ください。生活支援サービスの充実であります。従前から本市では一定の条件に合致した高齢者のみであります。緊急通報システムを設置しておりました。今年度より民間方式に変更させていただいております。従前は消防方式であったため近隣に協力員を探して協力していただく、何かあった場合ボタンを押して発報すると協力員がまず駆けつけ、その方の安否を確認し消防に連絡をとっております。今年度からスタートした民間方式はボタンを発報すると警備会社につながり、対応するという形になります。従いまして、協力員さんを見つけれなかった方についても設置が可能になってきます。また、これに関する費用についても大分低額なものに抑えられてきたという相乗効

果があります。民間方式60台の展開を平成21年度3月末に予定しております。消防方式は平成21年4月には76台であったものが、結果的には切り替わって36台まで減ったということになります。

続きまして、9ページをご覧ください。介護保険サービスの質の向上であります。介護保険につきましては、これも委員の皆様はご存知かと思いますが、平成21年度から介護認定の見直しを行って、これもテレビ等でかなり大きく報道されましたが、混乱があったところでもあります。非該当や軽度者の割合が増えたということです。平成21年の4月から9月までの間を経過措置として、認定調査の方法を修正したという流れであります。これは国の動きであります。当市につきましては、この流れに従うべく関係者に研修を行い、的確な介護認定に努めてきたところでもあります。

続いて最後であります。10ページをご覧ください。これは先ほど地域福祉推進課長から説明がありました計画推進体制のことになります。平成22年度に市民意向調査を実施し、23年度に高齢者保健福祉計画策定作業に入ることになっております。高齢介護課では、元来、高齢者保健福祉計画のみであったのですが、平成12年の介護保険制度のスタートから介護保険計画を新たにスタートさせております。同じ所管で二つの計画を持つといった形になっておりますが、平行で進む一方で計画と計画の間の整合性といったものが次の第5期の計画で大変重要になってくるものと考え、高齢者在宅計画推進部会、介護保険運営協議会について、合同会議による審議・議論を交わすことを計画しております。大変長くなりましたが10項目分につきまして説明させていただきました。

委員F

6ページの「救急キット」について、民生委員は「災害時一人も見逃さない運動」をしています。今年取り組んだのが「救急キット」で、今年は一人暮らしの高齢者だけを対象にしております。それで、来年度はどうなるのか今期限りなのか、これからも続けていけるのか、というところをお聞きしたい。民生委員の一人だけの活動ではなく、高齢介護課や消防・警察とのネットワークが必要であると思います。お年寄りも増えるわけですので、今年だけではなく、続けていくことに意味があるので高齢介護課が今後も続けていけるものなのかお聞きしたい。

高齢介護課長

「救急キット」の配布準備について、民生委員協議会の中でいろいろな議論があったとの報告を受けております。例えば5月から6月の調査の時期に配布しますが、日々転出や転入がある。また、誕生日を迎えて該当する方が出てくるといった流動的な動きがあります。従いまして1回だけの配布であると貰った人と貰わない人が出てくるといった議論もあったと聞いております。ただ、まずはやってみようということで、進めている姿勢を持つことが肝要かと思っております。その中でいろいろな課題も出てくると思いますが、所管としてもこれきりという考えではなく、むしろこのまま継続できればと思っております。ただ予算の関係もあります。単価的には安いのですが、人数が増えると莫大な金額になります。空いたペットボトルでもいいのではないかというエコやリサイクルの観点もありますし、また綺麗な筒でなくてもいいのではないかとか、ステッカーをどうするのかといったこともございますので、走りながら考えていきたいと思っております。

委員F

今年一人暮らしの高齢者だけですけれども、高齢者世帯、障害者、一般の人で欲しいという人が出てき時にどういう対処ができるのですか。

健康福祉部長

いま一人暮らし高齢者というのは何歳以上ですか。

委員 F

国連の世界保健機関（WHO）の定義では65歳以上の人のことを高齢者としていますが、東村山市の一人暮らし高齢者の対象は平成19年までは65歳以上だったが2年前から高齢介護課が民生委員の負担を考慮して1年ごとに1歳ずつ引き上げ5年後の平成24年には70歳以上ということになっています。そのため平成22年は一人暮らし高齢者は68歳以上ということになっています。

健康福祉部長

一人暮らし高齢者という言い方を以前からしていますが、65歳を対象にしていましたが65歳の一人暮らしの数が非常に多くなったという状況や、65歳はまだ元気な方が多いということで徐々に年齢を上げていって70歳以上を一人暮らし高齢者と定義付けましょうということ東村山市では行っているということです。同様にご夫婦で高齢者世帯についても、今の70歳を72歳以上にし、その夫婦二人暮らしを高齢者世帯と定義付けることで、できるだけ「救急キット」のようなものを配置できないかということを検討課題にさせていただくということですが、これはもう消防署さんにもお願いしてあるということですか。

委員 F

高齢介護課長さんにご一緒させていただいて消防署にお願いに伺いました。東村山市の消防署だけではなくて近隣の消防署にも連絡をしましょうということで連携をしています。ステッカーはドアの内側と冷蔵庫に貼っていただいています。費用の点で今後も予算は確保できるのでしょうか。

健康福祉部長

民生委員の方が中心となって活動されているので、一緒になって成果を上げてこれを広げていけたらと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

委員 A

今の最後のことは非常に良い話だと思います。高齢者在宅計画推進部会などにも、具体的に成功事例を出していただいて、そこで広げていこうという議論になれば市も財政状況が苦しいようではありますけれども、やって頂ける様にお願ひしたいと思います。

健康福祉部長

次世代育成支援行動計画（後期）について、子ども総務課長にお願いします。

子ども総務課長

議題（5）です。限られた時間でございますので、要点をご説明させていただきます。まず冒頭に今回の次世代育成支援後期行動計画の取扱いにつきまして委員の皆様方にお願ひということで、申し上げたいと思います。実は今日が保健福祉協議会の今年度最終の会議ということでありまして、その下にあります児童育成計画推進部会も最終回を3月29日に予定しております。そこにおきまして、今回ご説明する次世代育成支援後期行動計画も最終確定をするということで推進部会も考えておりますので、今日は確定に至る直前の案をご説明する形になってしまいますが、ご説明の中で児童育成計画推進部会のほうで最終の確定をすることについて委員の皆様にお願ひをいただければ大変ありがたいことをまず前提に申し上げましてご説明させていただきます。まず、次世代育成支援後期行動計画は、今年度21年度の中において、確定するというところで進めております。平成21年6月29日に児童育成計画推進部会の第1回の会合を持ちまして、その中

で、作業部会を設けまして、そこで計画の見直しをしましてまいりました。その作業部会については7月13日から直近は1月28日までの全部で12回、午後7時半から10時位まで大変長時間に渡って検討していただいて、ある程度まとまったものが次のページのパブリックコメント用の計画案でございます。2月15日号の市報でパブリックコメントの募集ということで掲載いたしまして、2月15日～26日までの間にご意見を募集いたしましたところ、この綴りの最後のページに応募人数5名の方から31に渡るご質問を頂戴いたしております。現在この質問を関係各所管課で至急整理を行っているところでございます。是非、ご理解をお願いしたいと思います。それでは、このパブリックコメント用の案に沿って要約をご説明いたします。レインボープランは子ども家庭部の全課に跨る事業でございます。大変ボリュームも多くございます。この中でレインボープランは7つの大きな基本目標に分かれております。その中で特に作業部会や児童育成計画推進部会の中で主要な論点になったところを中心にご説明いたします。まず1ページの基本目標で大きな論点になりましたのは、子ども家庭支援センターと平成20年10月にオープンしました子育て総合支援センター（ころころの森）との関係の整理をどうするかを大変な時間をかけてご議論いただきました。この中でお互いに補う形で相談機能、広く情報提供、子育て中のお母さんをサポートする機能をお互いの関係を保ちながら機能的に活かしていくというところで時間をかけてご議論いただいたところでございます。2ページ、3ページのところは、子育て情報の発信整理、情報提供、子育てひろば事業、5ページの子育てサークル等の支援をどうするか等の議論があったのが基本目標でございます。続きまして7ページの基本目標の「母性及び乳幼児の健康を守るために」のところも大変なご議論をいただきました。現行の子育て支援課の母子手帳の交付から各種健診、子育て相談とやっておりますけれども、それらの形が内部で今まで別なセクションを統合して行っていたものですから、お互い母子相談のところと心配のあるご家庭への支援というところの情報の整理をきちんとしていこうということで、子育て情報の共有化にもなりました。また、8ページ9ページにあります、新生児への訪問を行っておりますけれども、国の制度であります「こんにちは赤ちゃん事業」といって全部の赤ちゃんについて訪問して状況把握を行う事業が本市の場合はまだスタートが切れておりませんが、これにつきましては、22年度の中で検討し具体化させていくところでかなり時間をかけて議論されたところでございます。11ページの小児医療体制につきましては、この近辺におきましては従来清瀬市に都立清瀬小児病院がございましたが、東京都の病院の再編成ということがありまして現在府中病院にあります医療センターの方に小児医療体制の機能が統合されております。それに伴いまして当市におきましても多摩北部医療センター及び西東京市の佐々病院との連携をとりまして小児医療体制の確立を図るといふところの議論がございます。13ページ基本目標「保育サービスの充実」でございますが、これは待機児の解消に伴う各種施策でございます。特に保育園の待機児の多い状況をどうするかで、大分議論をいただきました。そして、13ページから14ページにわたりまして、新たに認定こども園という事業を本市において立ち上げることにつきましても、新たな事業であるので具体的にどう進めるのかでご議論いただいております。

子育てにおける経済的支援におきましては、本市は21年10月から乳幼児の医療費のすべての所得制限を撤廃したということでございます。

続きまして、19ページ基本目標の「豊かな子ども時代を過ごすために」で

ございます。現在図書館において進めています子ども読書活動推進計画と連携をとりまして齟齬のないように整合をとりまして子どもの本に係わるところでも議論がございました。

20ページ、21ページの「いきいき遊べる場所づくりと居場所づくり」ですが、児童館の中で小さな子どもだけではなく中学生、高校生あるいは中学を卒業したけれども、その先の学校にも行かず進路を決めかねている子どもをどうするのかということも、今後の課題として議論されたところでございます。

22ページ、23ページ放課後児童対策につきましては、児童クラブの大規模化が進む中で新年度より第2児童クラブを開設しながら大規模化の解消を進めていく議論もございました。

25ページ基本目標で、特に教育に関することですがけれども、従来教育委員会と連携をとりながら行っている「いのちとこころの教育」をどう進めるのか、特別支援教育のあり方、学校の先生方と子ども施設従事者との相互の研修・交流についても部会の中で大分議論いただきました。

31ページ基本目標の「子どもの生命を守るために」では、虐待防止活動の強化ということで、児童虐待防止ネットワークの形成で現在子育て支援課の中に要保護児童対策地域協議会を設置しておりますが、それらの機能のさらなる強化、保健事業との連携をとることが議論になっております。

32・33ページは子どもたちの安全安心のまちづくりということでございます。

35ページ基本目標の「行動計画を推進するために」では、本市のレインボープランの特徴は子育てを地域で支えるということで円卓会議構想を抱えております。前期計画の中では市内を7つのエリアにして子育て支援をしていく計画をたてていますが、中間の5年間の見直しの中で東西南北地域の実態に合わせた市民の方々と行政、関係機関と協働の子育て支援のスタイルができつつあります。7つのエリアの目標は考えつつも当面の東西南北4つの地域特性を活かしたエリア活動を進めていくことで現在エリア主幹を中心にさらに充実させていくものでございます。

36ページ37ページでございますけれども、単に計画を立てて終わりということではなく、その後の毎年の進捗管理をどうするのかのマネジメントサイクルに基づきまして計画を立て実施してその中で問題点を把握し、見直し、指摘することをたえず検討することをご議論いただいたところでございます。以上のような内容でレインボープランの後期計画のパブリックコメント用の案を委員の皆様にご公表させていただきました。これらを元に早急に整理いたしまして3月29日の児童育成計画推進部会で最終確認をとらせていただきたいと思いますので、委員の皆様におかれましてはこのような方法でよろしいかどうか、ご承認を賜ればと思います。

健康福祉部長

ただいま子ども総務課長からレインボープランについて説明いただきました。計画の策定年度の関係から既に計画を作る作業が進んでおりましてパブリックコメントも実施して31に渡る意見をいただいているということでございます。本来、児童育成計画推進部会の方でまとめて、この保健福祉協議会に諮るのが筋でございますけれども日程の都合等がありまして、この保健福祉協議会の方に諮ることができないことをご了解いただきたいと思いますということが、まず冒頭にありました。

まず、日程の都合から児童育成計画推進部会の方にこのレインボープランのまとめについてお願いするというところでよろしいでしょうか。(会にて了承)

では、そのように進めていただきたいと思います。パブリックコメントの内容に関しまして何かご質問がありましたらお願いいたします。

委員 E

子どもの生命を守るためにというところをざっと見ましたが、薬物乱用のことが記載されていないと思いますが、薬物乱用の防止、危険というものを、子どものころから教えないといけないと思うのですが何処かに書かれていますか。あるいは、取り上げないのですか。

子ども総務課長

次のページの32ページ33ページのところで、犯罪防止あるいは青少年非行防止という大きな括りとしてこれについては表現させていただいているところでございますけれども、今の先生のご指摘もでございますので、文言の整理ができるかどうか児童育成計画推進部会の先生方にもご相談してみたいと思います。

健康福祉部長

薬物乱用というのは警察も取り組んでいる大きなテーマですし、市内のいくつかの団体でも取り組んでいる大きなテーマですので、この中に入れることが望ましいと思いますので検討をお願いします。それでは、次へ進みたいと思います最後の子育てするなら東村山緊急プロジェクト報告を子ども家庭部長よりお願いします。

子ども家庭部長

議題(6)ですが、資料6をご覧ください。子育てするなら東村山緊急プロジェクトと題を打ってはございますが、若干計画もございますのでその辺も含めてご説明させていただきたいと思います。ご承知のように経済不況が続く中で保育園待機児につきましては昨年の4月に147名という数字になりました。実はこの数字につきましては、19年度101、20年度121ということで連続して増えております。147の数字を受けまして議会の方からも待機児を解消するよう要望書をいただきました。市は、さまざまな対応策を検討していた訳でございますけれども、予算の絡みも含めて、すぐに出来ること、出来ないことがあります。まとまったのが昨年の12月であります。それが皆様のお手元にある資料でございます。これについては複数年度に渡って対策をとろうというものでございます。その内容でございますけれども1番目の柱は保育園の待機児対策ということでございます。来年の4月には本町の都営跡地に民設民営の100名規模の認可保育園が開設される予定でございます。24年度に向けて青葉町の老人ホームの跡地に東京都の事業として同じく民設民営の認可保育園が建設される予定でございます。若干この書面と違いますけれども、いろいろ検討した中で事態が変化していったということをご承知おきください。次に認証保育所という名称がありますが、これは東京都の独自の認証基準を満たした保育所でございます。A型とB型というのがありますが、これが22年度中に1箇所開設する予定でございます。4月以降事業者を募集する予定で22年度中に開設をしたいと考えております。それから認定こども園を4月に1箇所開設する予定でございます。これは30名規模でございます。幼稚園の単独型ということで幼稚園において朝7時30分から夕方6時30分まで30名のお子さんをお預かりするという事業でございます。さらに、公立保育園の乳児枠の拡大ということで4月から市立第2保育園で乳児枠を10名ほど拡大する予定でございます。さらに4月1日か

らは、栄町1丁目に市内に認可保育園のりんごっこ保育園というのがございますが、その分園が開設される予定であります。人数につきましては0歳6人、1歳11人、2歳12人計29人の予定でございます。次に、2番目の柱といたしまして、経済的支援でございます。昨年10月から乳児医療費の助成については所得制限の撤廃を行いました。また同時に義務教育就学児の医療費助成の拡大を行い、従来の2割自己負担から1回200円の定額の支払いになりました。ただし、まだ所得制限というのが残っておりまして、児童手当の所得制限で制限される方はこの制度はご利用できない現実がございます。さらに本年の4月から幼稚園の入園に際し一律に保護者への補助を行う予定で今準備をしています。また、同じく認可外保育所に通所させている保護者への補助として多子世帯二人目以降のお子さんをお持ちの世帯に補助を行う予定でございます。

次に児童クラブの大規模化を解消するために、平成21年度は萩山、野火止、回田に第2児童クラブを設置いたしました。22年度におきましては青葉、化成、久米川、東萩山、秋津東の5箇所において新築及び増築をする予定でございます。その他本年の2月からスポーツセンターと栄町児童館におきまして「子育て預かりサポート事業」という一時預かりの形として、午前と午後の3時間を単位としまして、お子さんを預かる事業を開始いたしました。現在、市議会では12日から18日までの間、予算特別委員会の審議が予定されております。予算が可決される前提でお話させていただきましたので、ご承知おきください。なお、東村山市の財政状況は非常に厳しい状況でございます。これまで職員の定数削減あるいは退職者不補充、民間委託など進めてまいりました。この2月の市長の市政方針説明では、平成24年4月から市立第2保育園を民間に移管するという表明をさせていただきました。3月15日からは民間委託をするにあたってのガイドラインのパブリックコメントを開始する予定でございます。4月中にガイドラインというものを決めさせていただきます。準備作業を進める予定でございます。限られた財源をより効果的に配分するなどさらに行政を効率的に運営する努力をしてまいりますのでご理解をお願いいたします。以上でございます。

健康福祉部長

「子育てするなら東村山」というのは、渡部市長の施策の柱の一つでございます。その中で保育園の待機児対策、児童クラブの大規模化そしてその他医療費を始めとする経済的支援というものを取り組んでいくということの説明でしたが、何かご質問がございましたらお願いしたいと思います。

委員D

今東村山は大分子どもの数が増えているみたいで、その辺を見越して例えば24年度で計290名+程度の待機児解消を見込むと書いてありますけれども、それくらいなら大丈夫だろうということですか。

子ども家庭部長

確かに当市は子どもの数が減っておりません。他市は子どもの数が減っているのですが、当市は開発のこともあるのでしょうか、部分的に子どもの数が増えている状況があります。例えば野火止小学校とかではかなり住宅が増えまして、校舎が一杯な状況でございます。トータルするとやはり子どもの数が少しずつ増えているということでしょうか、我々の方も出来るだけ待機児対策をやりたい。あるいは市長も待機児対策には力を入れていきたいということで、かなり思い切った施策を展開するというところでございます。

健康福祉部長

子どもの声が聞こえる町はとてもいい町ですが、それによって厳しい課題も出てくるということだろうと思います。他に何かございますか。

委員 A

このプロジェクトは待機児対策庁内検討会ということになっている訳ですね。市の関係課の職員による会議で決めていくという話ですね。気になるのは次世代育成支援行動計画を作っている児童育成計画推進部会がどういう役割を果たしているのだろうかというのを見ると、その他のところで認可保育園等からの具体的提案を児童育成計画推進部会等の意見を参考に検討という一行があるだけなのです。保育園を建てるというのは大きなお金がかかる訳ですね。地域や定員によって違うのですが、都市部では少なくとも10億円かかるといわれている。そういうところにお金をかけた場合に子育て支援をトータルで考えている次世代育成支援行動計画そのものに結果として相当しわ寄せが来るというか、待機児対策にほとんどお金が使われてしまい、他の子育て施策にお金が回ってこないという問題も起きてくることを懸念する訳ですね。せっかく市民参加の児童育成計画推進部会がある訳ですからそのところのメンバーが例えば将来検討委員会に入るなり、あるいは中身によってはもう少し児童育成計画推進部会での議論をある程度聞くなりして、もう少し東村山市全体の子育て支援をどうしていくのかという大括りの議論を是非やってもらいたいと思うのです。待機児対策ももちろん重要です。やらなくてはいけないのだが保育園を作れば作るほど需要を喚起する面がある。特に景気が悪い時はそうなのですよね。そういうことを含めてどうしていけばいいのか、なかなか良い知恵が出ないのですが、庁内の市職員だけでこういう大事なことを議論せずに中身づくりは出来るだけ市民が参加した形でやってもらいたいと思うのです。

健康福祉部長

貴重なご意見をいただきました。庁内検討部会と児童育成計画推進部会との協調をもっとハッキリした方が良いのではないかとのご提案をいただきましたので、検討部会の中でも議論を進めてまいりたいと思います。

この件に限らず、いままでのところで何かございましたら、お願いいたします。

委員 G

資料5の35ページの円卓会議構想の説明で7つのエリアを基本とする考えでいるとありますが、もう一方で資料4の7ページのところで、整備圏域は5域に分けていますが圏域の違いを教えてください。

高齢介護課長

介護保険の中では、包括支援センターを各エリアに置こうという議論がなされてきました。数につきましては、介護保険運営協議会の中でエリア数を議論しまして、市の面積人口からいくつエリアを作ればよいのかの議論の結果、5つになりました。

健康福祉部長

当市は、様々な計画を7つのエリアで歴史的に考えています。7つのエリアというのは中学校の数が7つで、市を7学校区域で考え歩いて10分程度で通えるところを1つのエリアと考えておりました。そうしますと、1つのエリアの人口が平均して2万から3万の間というところであり、公民館も、図書館も児童館も7つ作ろうという構想で動いてきました。このレインボープランも地域で子どもを育てるという考え方から7エリアでレインボーということで行っているのですが、現実には図書館でも公民館でも児童館でも4つとか5つで止まっている

のが現実となっております。理想としては7エリアなのでしょうが、市の財政力を含めた実力としては4つか5つが現実的なものなのではないかという議論が庁内の中でも上がっています。現実論を取って施策を展開していくのか、あるいは、理想は追いかけていけなければいけない訳ですから今までの旗を降ろさずに行っていくのか、どちらが地に足の着いた実行性あるものになっていくのか、今庁内でも議論があります。しかし、財政事情を含む市を取り巻く状況もあり、実力的なところに腰を据えて着実に今は進んでいった方がいいのではないかという議論が優勢になりつつあるのかなというのが実態です。これはよく皆で議論していかなければならないところです。

委員 F

先ほどの救急キットのことですけれども、ここに救急キットと書いてあるのですが、民生委員協議会では、緊急安心キットと名打っているのですが、それはいいのでしょうか。

健康福祉部長

これは統一した方がいいでしょう。

委員 F

すでにシールが緊急安心キットとしてあるのですが、違うのでどうなのでしょう。

高齢介護課長

それは、俗称で救急キットと呼ばせていただいておりますが、今後表記を緊急安心キットと改めさせていただきます。

3. 閉会

健康福祉部長

今日は変則的な会議になって申し訳ありませんでした。1番目の議題が次回に宿題になっていきますので、この辺を整理しながら22年度を迎えていきたいと思っております。冒頭にもありました様に、今年度この保健福祉協議会の開催回数が大変少なくなってしまうことをお詫びして、来年度を迎えたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。